

(現況の届出)

第十三条 障害年金、障害児養育年金又は遺族年金の支給を受けている者は、毎年、厚生労働大臣の指定する日(以下「指定日」という。)までに、その氏名及び生年月日を記載した届書を機構に提出しなければならない。

2 前項の届書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 障害年金の支給を受けている者 指定日前一月以内に作成された次に掲げる書類
 - イ 障害年金の支給を受けている者の生存に関する市町村長(都の特別区及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長とする。以下同じ。)の証明書又は戸籍の抄本
 - ロ 障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書
 - 二 障害児養育年金の支給を受けている者 指定日前一月以内に作成された次に掲げる書類
 - イ 障害児養育年金の支給を受けている者及び障害児の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本
 - ロ 障害児の障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書
 - ハ 障害児養育年金の支給を受けている者が障害児を養育していることを証明することができる書類
 - 三 遺族年金の支給を受けている者 指定日前一月以内に作成された遺族年金の支給を受けている者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本
- 3 第一項の規定は、障害年金、障害児養育年金又は遺族年金の支給の決定が行われ、又はその額が改定された日以後一年以内に指定日が到来する年には、これを適用しない。

(氏名等の変更の届出)

第十四条 障害年金又は障害児養育年金の支給を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに、当該各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。遺族年金の支給を受けている者が第一号又は第二号に該当するに至ったときも、同様とする。

- 一 氏名を変更したとき 次に掲げる事項
 - イ 変更前及び変更後の氏名
 - ロ 生年月日及び住所
- 二 住所を変更したとき 次に掲げる事項
 - イ 氏名及び生年月日
 - ロ 変更前及び変更後の住所
- 三 法第十六条第一項第二号又は第三号に定める者に該当しなくなったとき 次に掲げる事項
 - イ 氏名(障害児養育年金の支給を受けている者にあつては、その氏名及び障害児の氏名)、生年月日及び住所
 - ロ 法第十六条第一項第二号又は第三号に定める者に該当しなくなった年月日及びその事由
- 四 障害年金の支給を受けている者又は障害児の障害の状態に変更があつたため、新たに令別表に定める他の等級に該当することとなつたとき 次に掲げる事項
 - イ 氏名(障害児養育年金の支給を受けている者にあつては、その氏名及び障害児の氏名)、生年月日及び住所
 - ロ 現に支給を受けている障害年金又は障害児養育年金に係る令別表に定める等級